

Title	P・ マッセ 亡命貴族の財産をめぐって
Sub Title	Autour des biens d'émigrés, by P. Massé
Author	渡辺, 國廣
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1961
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.54, No.4 (1961. 4) ,p.335(85)- 338(88)
JaLC DOI	10.14991/001.19610401-0083
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19610401-0083

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

が、片山の在米中における社会主義運動と、ソヴェートにおける国際社会主義運動の指導者としてのきわめて多忙な晩年、コミンテルンの幹部として、日本の運動と国際的な運動とを結びつけるための精力的な活動の評価にあてられ、全体として、日本国内の運動にたえず注目し、これにさええられはげまされながら、国際的な舞台で活躍したことを結論として述べている(第二部三三八頁)。しかしどちらかといえば、岸本氏らの労作がロシア革命以後のボルシェヴィズムへの彼の思想転換とコミンテルンにおける指導的人物としての国際的舞台における活躍、日本の社会主義運動や労働運動にたいする熱烈な関心に、重点をおいているのに反し、隅谷教授の労作は、若い頃にアメリカにわたり、キリスト教徒となり、やがて社会問題への眼が開かれ、帰国して労働組合運動に参加した頃から、労資協調主義・労働組合主義を奉じ、やがて社会主義に接近するというように、片山の生活と思想の変化を忠実に追いつきながら、ついにインターナショナルイズムに到達するまでの過程を彼の行動に即して語っている。そしてそのなかで、農民の子としての片山が先天的にそなえていた性質、鈍重、忍耐、素朴などが、明治の青年らしい立身出世主義と結びついてアメリカに渡航させる経緯、そして協同組合運動や労働倶楽部の問題に関心をもち、サミュエル・ゴンパースの影響のもとに労働組合運動に入ってゆく契機を捉えたという点には、岸本氏も隅谷氏も同じように評価している。またラッサールの影響もつけ、社会主義を知ったのだが、この当時の片山は、社会主

義を社会改良と混同していたという岸本教授の評価もまたほとんど通説と一致している。ただ隅谷氏は明治三〇年までの時期を、社会的キリスト教への開眼の時代として、社会的な運動への参加の基調を、キリスト教に求められているのは、明治労働運動を研究する場合の正しい態度というべきであろう。つまりこの時代の片山は、キリスト教的なヒューマニストであったのであり、その上に労働組合主義者としての彼の一面が重なっているものであって、岸本教授の場合は、彼を労働運動にかりたてた内的および外的誘因として、もちろんキングスレー会館の経営にみられるキリスト教も考慮にいれられているのであるが、アメリカのグリーンネル大学在学中におけるラッサールの影響、英国旅行における経験など多面的にとらえられている。しかし明治三〇年代における労働組合運動の勃興期に、片山潜にかんしてもっとも興味深い事実は、高野房太郎の彼にたいする影響である。この当時の片山の思想は、高野の決定的な影響のもとにあったようである。わたくしは最近、ハイマン・カプリン氏の高野房太郎にかんする研究を読んだが、初期の片山は、まったくこの高野の弟子であったようで、その証拠として、片山の労資協調論の如きは、高野のそれと文章まで同じである。これを想えば、明治三〇年代における労働組合主義者としての彼の評価は、たえず高野との関係においてなされる必要があるのではなからうか。両者ともこれについてふれてはいるが、いまだ少し分析的に考えるならば、この当時の片山がむしろ高野の解説者にすぎなかったともいえるのでは

なからうか。この両者の関係、すなわち、片山を高野と同列にならべることについて、わたくしは大きな疑問を感じる。ただ問題は、その後の片山がいかにして高野をのりこえてゆくかという点であって、これについての著者の説明は両者とも不十分ではなからうか。日本労働運動の研究に志して日も浅い筆者は、読後感として以上のことしか頭に浮かばないのは残念であるが、御教導を賜われれば幸いである。(岸本・渡辺・小山著—未来社・B6、I 三五〇頁・四八〇頁、II 四一六頁・五八〇頁。隅谷著—東大出版会・B6・三二〇頁・三二〇頁)

一九六一・二・一四一

P・マッセ

『亡命貴族の財産をめぐる』

Pierre Massé, *Autour des biens démiés,*
Bulletin de la Société des Antiquaires
de l'Ouest et des Musées de Poitiers, t. II,
4^e série, p. 385—394 (1953).

渡 辺 國 廣

フランス革命の評価は論者により一定していない。通例は革命により領土制が崩壊し、市民の支配が確立したといわれるが、今日そ

うした通説に対してすら異論が繰返されている。とりわけ国有財産の売却と帰属をめぐる問題はフランス革命を評価する上で核心的な点であり、いまだに新しい史料の提示されることが多い。本稿はそうした史実の一つの紹介である。

フランス革命は逃亡貴族の土地財産を没収して国有財産となし、競売に付した。そのことにより封建的大土地所有は完全に解体し、土地所有の分布事情に重大な変化が起った。一般的な見解に従えば、売却された土地の著しい部分は農民の手に移行した。かくてここに農民の所有地は拡大した。没収財産の解放が重要な契機となつてフランスは小土地所有の国として本格的に再編されるにいたつたのであった。

そうした通説に対しここで取上げる史実はどうか。土地財産は領主マランから離れた。そのことはこの史料によっても確認される。しかし単に名目の上のことではなかった。ポアトゥのヴァランヌでは依然としてマラン家の管理が続いた。一時の中断はあった。しかしこれとて仮のことではなかったのである。後年になって自発的に放棄するまでヴァランヌに対するマラン家の支配は維持された。旧領主マラン家の権威は革命の進行の過程で実質的な変化を蒙らなかつたのである。没収の法令は死文に等しかったといっている。これは大いにあり得ることであった。従って法令の解釈をめぐる再検の要がありはしないか。その結果によってはフランス革命に対する評価も変わって来るに違いない。どうしてかかる事態が起つ

たのか。いかなる欺瞞がそこにあったか。

そうした点をめぐってマッセ氏の小論は詳細に述べている。氏によれば、こうした欺瞞の事実は多くみられた。どの県も没収財産の整理には情熱をまったく欠いていた。ヴァランヌにだけ起ったと解すべきではない。もっとも単純な例がそこにみられたというのである。マラン家はどれほど巧妙に法の目を胡魔化したことか。没収財産は法令に従って解放された。しかし実際は意外な結果に終わっていた。革命はフランスを根柢から改変できなかった。そこに氏は革命の具体的な姿を見出したのである。

解放の背後で何が起ったか。氏はこの小論でそのことを直接の課題としている。以下はマッセ氏の提示した事例の要約である。旧領主はその財産を維持するためどうしたか。一、転借によった、二、都合によって転借の権利を委託した、三、委託を取消した、以上の方法がとられた。この推移を具体的に述べて行けば。

一

ヴァランヌの領主マランは革命を嫌って亡命した。しかしその夫人は国に留まった。法令により彼の財産は没収され、彼の屋敷と二つのメテリは国有財産として県に帰属した。一七九二年七月に県はそれらをサヴィニャに対し賃貸した。入札によった。期間は四年、賃貸料は二、四五〇リーヴルであった。契約ではクリスマスと六月廿四日の聖ヨハネの祝日の二回に分けて支払う。

わけである。不謹慎な言動で当局の忌諱に触れるまでそれが続いた。しかしこの時期までに彼女はまったくの無一文になってしまっている。司祭もまた彼女を見捨ててしまった。生活の資のため一日二〇ソルを当局から仰がなければならぬほどの困窮であった。

こうした窮状からマラン夫人はその年の六月の聖ヨハネの祝日に納入すべき分の一部をサヴィニャに手渡すことができなかった。七月にはいり県はサヴィニャに督促した。彼はマラン夫人に対し即刻に届けるよう要求した。裁判が続いた。その結果サヴィニャは向う一年間の取巻を差押えることを認められた。マラン夫人の困窮は募るばかりであった。加えて八月には身体の自由を完全に奪われている。ここにいたって夫人は転借を続けることを断念した。しかし転借の期限が終るまで二年あった。

二

マラン夫人は転借の権利を途中で放棄した。彼女はそれを懇意な二人に譲渡しようと思った。この二人は叔父と甥の間柄にあった。二人は共同でそれを引受けた。ただし屋敷と囲込地はサヴィニャにより召上げられてしまった。囲込地は葡萄島と野菜島からなった。マラン夫人は署名のため許されて出所した。転借権の譲渡は成立した。そして叔父と甥の二人は共同で残る期間の財産の管理に従うことになった。マラン家の支配は中断された。ヴァランヌの土地は実際にマラン家を離れ、かつての所有者とは関係のない人々の手に移

いまだアッシン紙幣の暴落は起っていない。従って二、四五〇リーヴルというのは大金である。加えてメテリの経営でこれに見合う取巻が得られるとは限らない。それほど大金を投じて引受けることはよほどに豊かな人でない限り至難であった。落札者サヴィニャは四年前からヴァランヌに野菜を供給し、そのことで儲けていたが、彼にとってもこれだけのものは大金であった。サヴィニャはそれを他から前借する以外に調達の方法を知らなかったが、これと簡単ではない。しかし現実に彼は賃借人になっている。

しかしサヴィニャは名目上の賃借人でしかなかった。実際の賃借人は旧領主マランの夫人であった。法令を胡魔化したためサヴィニャから転借するという形式がとられたのである。夫人はこのために必要な二、四五〇リーヴルを司祭ゴウヴァンから前借した。彼は早くよりマラン家と親しかった。購入の方法で相当の土地を獲得し、その妹の結婚にはかなりのものを持参させたほど富裕であった。そうした欺瞞でマラン夫人は財産を維持し続けたのである。夫人が年に二、四五〇リーヴルを間違いないサヴィニャの許に届け、サヴィニャが代ってこれを県に収める。その限りヴァランヌでは何の変化も起らない。マラン家は依然としてヴァランヌに君臨し続けた。没収財産の解放どころではない。法令の理想は実現が困難であった。

翌一七九三年に夫人は監禁された。しかし彼女は週に一回だけ獄舎を出て司祭の許で財産の差配に従う便宜を与えられていた。従ってマラン夫人は取巻されて後も引続いてヴァランヌに君臨していたのであった。

叔父のペノーは水車場を持ち製粉を業としていた。甥クレルテも以前は水車場を持って製粉に関係していた。しかし彼は一七八三年これを廃業した。そしてエキユで宿屋の経営に乗出した。このために必要な家を彼は鍛冶屋カルロから借りた。期間は九年、賃貸料は五〇フランであった。積極的な商法により彼はかなりの産を築いたといわれる。彼はまた農事に精励した。普通は役畜として牛が使用されていた時期に彼はいち早く馬耕を始めた。彼は早くから耕地で飼料の栽培を実行している。また役人にもなった。とにかく彼は進取の気性に富んでいる。

マラン夫人との約束に従いこの二人は賃借料の未納分四一〇リーヴルを早速サヴィニャに手渡さなければならなかった。その他について二人はマラン夫人がサヴィニャと交わした契約をそのまま引継いだ。従って賃借料は依然として二、四五〇リーヴルである。すでに取巻された作物や羊毛はすべて二人に帰すが、乾草だけはサヴィニャに属した。また二人は葡萄島の仕事を他のために四四〇リーヴルを負担しなければならぬ。うち四〇リーヴルは現金で支払う。残りは約束手形によった。

一七九四年十月二人はサヴィニャに対し取巻物の差押えを解除するよう要請した。サヴィニャはこれに同意した。かくて一年来の障害は解消した。二人は更にサヴィニャに対し屋敷を明渡すよう要請した。サヴィニャは一部屋だけ残し、あとは要求に応じて引渡した。

二人は彼が庭で堆肥をつくることに同意した。ただしそれ以上のことは要求しないという条件を付してであった。サヴィニャは後退し、二人がヴァランヌの土地に大きな力を振うにいたったのであった。

二人はこの仕事で相当の儲けを挙げることができた。存分に手腕を振り、従って思い残すこともないほどであった。そんな時にマラン夫人が釈放された。

三

一七九五年に夫人は釈放された。彼女は二人に対し即刻に財産を返却するよう要求した。二人は容易にこれに応じてくれた。十分な利を得ていたのでこの二人は別に未練を感じなかった。二人は夫人の出所で仕事を続けることを断念した。

この時期までに没収財産の賃貸借の形式は変っていた。賃貸料は現物ということになった。マラン家のメテリについては穀物で一〇八〇ポワソーと規定されていた。黒麦三、小麦一の割合で支払う。ほかに乾草五、〇〇〇が要求された。この方式は無一文のマラン夫人には応じ易いものであった。現物で支払うということは何よりも魅力であった。加えてそう重い負担とも思えなかった。彼女はすぐにでも契約しようかと考えた。

実際に彼女はその気になった。そして屋敷を検分に出掛けた。かつて彼女はそこに任んでいた。屋敷は彼女の留守中に荒廢してしま

っていた。壁は落ち、屋根は破れて跡形もなかった。彼女はサヴィニャに修理を続けさせようかと思った。

一巡して彼女は引受けても見込みのないことに気づいた。彼女は入札を断念した。重要なことはそれが自由意志に発したということである。しかしもし彼女に労働を厭う気持がなく、金銭があれば、入札したかも知れなかった。

四

最後に。サヴィニャはどうなったか。一八〇二年に彼はエキュで宿屋を経営している。この宿屋は以前にクレルテが経営していたものであった。叔父と二人でマラン夫人の財産を引受けたクレルテである。彼はこれを借りていた。しかしサヴィニャはそれを家主カルロから二、五〇〇フランで買取っていた。

これほどの大金をサヴィニャはどこから得たか。他から借りた記録はない。しかし彼の本業の野菜作りで儲けたとは思えない。とすれば賃貸借に関係したということからであろうか。それに関係していたということでは損ばしていない。その辺のところに彼の大金の出所があったのかも知れない。

彼は宿屋の仕事で大して儲けなかった。一八〇六年には死んでいる。未亡人が夫の跡を引受けた。彼女はどちらかといえば儲けたようである。息子もまた父の仕事を継いだ。彼については一八四九年に記録がある。

田中惣五郎著

『日本ファシズム史』

白井厚

一

敗戦によって「天皇制とファシズムはやせおとろえてゆく」(本書三二二頁) かに見えたにもかかわらず、戦後一五年を経て、天皇制は新しい粧いをもって進出し、ファシズムは浅沼・嶋中事件として、再びその醜い刃を露骨に現わした。人々の眼は、ともすれば行動右翼のテロにのみ集まりがちであるけれども、実はその背後には、その四倍に達するといわれる組織右翼、これらと結ぶ警察権力、保守党勢力、あらゆる機会を利用して国民の権力を狭めようと躍起となっている国家権力自体のファシズム化があり、安保体制と共に強化される軍備の増大がある。かつてテロの激発にもなう肅軍を口実として、テロリズムのエネルギーを踏み台に上からの軍国主義体制が強化され、言論弾圧から帝国主義戦争へと進んだ道の記憶はまだあまりにも生々しい。この不幸な失敗を繰り返さないためには、われわれは過去の病根に対する徹底的な分析から出発せねばならない。長年日本ファシズム史の研究に従事され、「北一輝」など独自の研究を進められてきた田中惣五郎氏が、「かくありき」と

書評

いうことへの反省とならんで、ふたたびかくあることへの自戒のために」(はしがき) 本書を書かれたのは、まことに時宜に適したところである。この方面の研究を一層前進させるために、以下にこの書についていくつかの問題を考察しよう。

二

先ず著者の日本ファシズム論の、基本的な骨組を追ってみよう。著者によれば、

「ファシズムとは、資本主義社会が、没落の断崖に立ったときこころみる独裁の一つの形態である。」(三頁)

「もし帝国主義を、国際侵略に重点をおく(国際侵略のばあいに多少とも国内抑圧ともなうが)ものとしたら、ファシズムは国内弾圧プラス国際侵略の二重行為を併行的におこなうものである。」(四頁)

そして「日本のファシズムは『天皇制ファシズム』と名づけられ、」日本の天皇は絶対主義プラスアルファの権威をもつ」「二重の絶対主義王」と規定される。「日本のファシズムはこの歴史へ回帰する形で、うしろむきに展開した」(六頁)。この天皇制絶対主義の根幹が「軍閥(のちの軍部)と官僚(のちの新官僚にまで続く)」(八頁)であり、「ブルジョアジーが軍部を征服しえたと感じた段階でも、天皇制絶対主義の機構は依然として存在しつづけた」。すなわち(1)内閣任命の実力をもつ元老。(2)天皇の意志を左右するに力